

第 5 回世田谷区農業委員会総会

日：平成29年12月26日（火）

場所：世田谷区役所第二庁舎第 5 委員会室

第5回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：平成29年12月26日（火）午後1時から

開催場所：世田谷区役所第二庁舎第5委員会室

出席の委員：会長 高橋昌規、会長職務代理者 穴戸幸男、山崎義清、佐藤満秀、橋本隆男、渡邊武彦、田中光男、高橋敏昭、上野博、佐藤治雄、池亀宏、田中宏和、永井潔、高橋良治、苅部嘉也、山崎節彌、諸星養一、真鍋よしゆき、菅沼つとむ

欠席の委員：森安一、三田日出男

出席の職員：事務長 筒井英樹、事務次長 河野裕宣、主事 寺澤弥生子、主事 會田航

午後 1 時開会

事務局 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまより第 5 回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

(資料確認、会長あいさつ)

高橋会長 議事に入ります前に、本日は森安一委員と三田日出男委員が欠席でございますが、過半数の出席がございますので、総会が成立していることをご報告いたします。

本日の署名委員ですが、池亀宏委員と田中宏和委員にお願いいたします。

それでは、次第 4 の議案の審議に入ります。

今回は(1)の第 1 号議案はございません。

(2)の第 2 号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

第 2 号議案は全て専決処理となっておりますので、報告のみとさせていただきます。

転用届出等の内訳ですが、農地法第 4 条、農地法第 5 条が 1 件ずつとなっております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、事務局から報告をさせていただきます。お手元の資料No.1をご覧くださいただければと思います。第 2 号議案農地法に基づく転用届出等について。

第 4 条該当、全件専決処理のため報告のみとさせていただきます。

受付番号29-4-9。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

受付番号29-5-30。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

事務局からは以上でございます。

高橋会長 この件につきましてご質問がありましたら、お願いいたします。

高橋(良)委員 1 番目なんですけれども、面積が小さいので、隣接する土地を含めて戸建て住宅を建てるという意味ですか。

事務局 この件につきましては、隣地と合わせて宅地を建てようという中で、その隣地につきましては、地目が宅地であり、合わせて宅地を作られたと伺っています。

高橋(良)委員 分かりました。

高橋会長 ほかにございますか。ないようですので、第 2 号議案は終了といたします。

次に、(3)の第 3 号議案その他の事項についてを上程いたします。

相続税納税猶予に関する適格者証明願についてが1件、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてが2件、特定農地貸付法に基づく承認申請についてが1件ございます。

それでは、相続税納税猶予に関する適格者証明願についてを審議いたします。1件ございますので、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 事務局から説明をさせていただきます。お手元の資料No.2をご覧くださいと思います。第3号議案相続税納税猶予に関する適格者証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 では、この件について調査されました上野博委員、調査結果の報告をお願いいたします。

上野委員 12月18日月曜日、 さん立ち会いのもと、私と事務局2名とともに調査しました。

まず、 さんは、亡くなるほんの数日前まで農業をやっておりました。現在は、相続人の さんほか 名で引き続き営農しております。

今回調査したときに実際作られていると確認がとれた農作物は、ハウレンソウ、コマツナ、大根、ブロッコリー等の冬野菜を栽培していました。夏は、トマト、キュウリ、ナス、カボチャ等の夏野菜を栽培しているそうです。販売方法は、主に庭先での販売、直売がメインになっております。ただ、その量によっては、多くとれたものは鎌田にある農協の直売所にも出荷しているそうです。

肥培管理については、この圃場内には農業に関係ないようなものは特に置いてありませんでした。あと、さすがに3名で管理しているだけあって、特に除草、非常に雑草がなくてきれいになっていて、肥培管理状態は非常に良好でした。

以上になります。

高橋会長 ありがとうございます。この件についてご意見がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、相続税納税猶予に関する

適格者証明を発行することにいたします。

以上で、相続税納税猶予に関する適格者証明願についての審議は終わります。

次に、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを審議いたします。2件ございますので、順に審議いたします。

それでは、1件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.3-1をご覧くださいと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 では、この件について調査されました池亀宏委員、調査結果の報告をお願いいたします。

池亀委員 12月18日に事務局と一緒に現地を確認いたしました。現地は2カ所ということになって、作物的にはほとんどが植木、あとはブルーベリー、柿等、植木が多いです。9月に農地パトロールに行った時点では、かなり雑草だとかがあったので、その時に注意を申し上げたんですけれども、今回は雑草の類は非常にきれいになっておりました。ただ、

さんと さんに当日お会いしまして、さんの方には、植木も小さい植木じゃなくてかなり大きい植木になりますので、これは少し考えてくれということをお願いして、今であればブルーベリーが結構売れるらしいので、ブルーベリーか何かにしたらどうかというお話をしました。

9月の時点と比べるとそれなりになっておりますし、あと、販売の実績ですけれども、植木の方はあまり動いていないみたいで、売り上げ的にはブルーベリー、柿、その辺が多少ある程度のことになります。

以上です。

高橋会長 ありがとうございます。この件についてご意見がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することと

いたします。

次に、2件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.3-2をご覧くださいと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 では、この件について調査されました渡邊武彦委員、調査結果の報告をお願いいたします。

渡邊委員 報告させていただきます。

12月22日に事務局2名とともに現地に伺いました。相続人の さんが農業経営を行っております。

当日は冬野菜全般、大根、白菜、コマツナ、シュンギク、ハウレンソウ、そういったものが作付されておりました。年間を通して夏野菜を一番メインにやっておられるということで、夏野菜の大半も作付されるということです。それと、一部ブルーベリーが 本ほど、木が大分育ってきたということで、今かなりの収量になっているということです。これは当日じゃなくて、常日ごろ行き来があるものですから、そんな話も出ております。販売につきましては、自宅の前方にアパートを建築された時に、合わせて洋風の小ぎれいな小屋を作られて、その建物の中で販売されているんですけども、好評を得られているということです。肥培管理につきましては、雑草が年間を通してほとんどない畑なものですから、非常に狭いところですけども、効率的な運営を行って、肥培管理は全く問題ないと思われます。

(以降、農地の状況について追加報告)

以上です。

高橋会長 ありがとうございます。この件についてご意見がありましたら、お願いいたします。

(納税猶予の考え方について質疑応答あり)

高橋会長 それでは、よろしいですか。では、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成でございますので、証明書を発行すること

といたします。

以上で、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての審議は終わります。

次に、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてを審議いたします。
1件ございますので、事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.4をご覧くださいと思います。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 それでは、この件について調査された山崎義清委員、調査結果の報告をお願いいたします。

山崎(義)委員 ご報告します。

12月15日に さんと面談いたしました。もともと さんご家族は、ファーマーズでは珍しい、京いも、秋のジャガイモ、あとブドウ、イチゴ、ミカン、桃などを作られています。地域でも有名な農家さんですので主たる従事者として認められると思います。

小作関係、申請地に係る紛争についても全くないということで、以上の3点について聞いてまいりました。

終わります。

高橋会長 ありがとうございます。この件についてご意見がございましたら、お願いいたします。

高橋(良)委員 この中で一部というのが 力所あるんですけども、特に面積が小さな箇所があるんですが、これはまたもう隣と続いている農地という意味なんですか。

事務局 今回ご申請いただいている部分については、真四角の状態です。これらの隣地などについて、引き続き営農するため、相続税納税猶予の適格者証明を申請される予定になっています。

高橋会長 ほかにございますか。それでは、ないようですので採決させていただきます。
証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

以上で、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についての審議は終わり

ます。

次に、特定農地貸付法に基づく承認申請についてを審議いたします。1件ございますので、事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.5をご覧くださいと思います。特定農地貸付法に基づく承認申請についてのご審議でございます。

まず、本件について簡単にご説明させていただきますと、今年の8月、9月に開催されました農業委員会総会にて審議させていただいた案件でもございますので、根拠条文等の添付につきましては今回は割愛をさせていただきます。ですが、簡単な概要等をお話しさせていただきますと、区民農園については、区が宅地化農地を区民農園として土地所有者から新規、継続も含めお借りする際に根拠となる法律がこの特定農地貸付法であり、今回は継続案件ということで借り受ける案件でございますので、ご審議をよろしく願います。

それでは、本題に入らせていただきます。第3号議案特定農地貸付法に基づく承認申請についてでございます。

(事務局より、申請内容などについて説明)

事務局からの説明は以上でございます。

高橋会長 この件について調査されました渡邊武彦委員、調査結果の報告をお願いいたします。

渡邊委員 12月22日に事務局2名とともに現地調査に訪れました。

農園の規模というのは、今の規定等にございましたけれども、1区画が8㎡ということで、45区画が割り当てられているようです。当日は何も作物のない数区画はございましたけれども、それ以外はさまざまな冬野菜が作付されておりました。この区画以外に、今の図面にもございましたけれども、休憩用のテーブルとか洗い場とか物置、道路端の方には空きスペースがございました。

先程、事務局からこの設置要綱についてご説明いただきましたけれども、当日、私の現地調査は、特に区画の内容、あとは設置されている施設が主になりましたけれども、募集の件とか貸付期間、適切な利用方法は今事務局の説明にあったとおりと思われま。適切に実施されているなということが確認できましたので報告させていただきます。

以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。この件についてご意見がございましたら、お願い

いたします。

高橋（良）委員 今、世田谷区から目黒区に貸しているということで、前に確か条件が多少違うという話も聞いたのと、先程無償貸与というんですけれども、世田谷区と多分条件が一緒で、税金がゼロになって、その分、無償貸与という形になっている。その辺は多分同じだと思うんですけれども、その辺のやりとりは目黒区と世田谷区であるんですか。税金とかそういった面に関しては個人の問題になってしまうんですか。

事務局 まず、今、良治委員がおっしゃった部分で基本的なところを申し上げさせていただきます。区が宅地化農地を区民農園としてお借りするに当たってのメリットをご説明させていただきますと、これは目黒区も共通なんですけれども、まず、区がお借りする場合、有料では区としてお借りしていません。無償です。ですが、区が借りている間につきましては、都税の管轄になりますけれども、例の固定資産税、都市計画税がゼロになります。

世田谷区と目黒区の違いについて簡単に触れさせていただきますと、まず、目黒区の農園数につきましては2園、世田谷区におきましては、現状では21園が区民農園としてございます。区画数におきましても960区画近く。目黒区についてはこの2園だけなので、概ね90、100区画ぐらいになるかと思えますけれども、このように区画数に違いはあります。

また、1区画当たりの面積は、目黒区は8㎡、世田谷区は15㎡でございます。1カ月当たりの利用料金については、目黒区は500円ですが、世田谷区は800円です。1区画を使う利用期間については、目黒区は概ね11カ月間ですが、世田谷区は1年11カ月間です。このほか、区民農園ですのでやっぱり需要が結構多い、利用希望される方が多いという中で抽せんをさせていただきます。もちろん、抽せんに当せんされた方は順次お使いいただけるんですけれども、もし抽せんに漏れてしまった場合につきましては、待機者ということでお待ちいただきさえすれば、いつかは入れかえの期間とか利用辞退者が出たときに、優先順位的に待機者の上の順番の方からお使いいただけるという部分についてはほぼ共通なところでございます。

簡単ではございますが、共通する部分、違いの部分について説明させていただきました。

以上でございます。

高橋会長 目黒と世田谷では人口も、確か5分の1ぐらいだったと思うんですけれども、全然違いますよね。だからといっていいという訳じゃないでしょうけれども。

ほかになれば、採決させていただきます。

申請を承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。それでは、承認することといたします。

以上で特定農地貸付法に基づく承認申請についての審議は終わります。

高橋会長 それでは、よろしいですか。ほかにないようですので、第3号議案の審議は終了いたします。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1)の平成30年2月の総会日程(案)についてを協議します。

それでは、事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.6、平成29年度世田谷区農業委員会総会日程について(案)をご覧くださいと思います。

次回の総会開催日時におきましては、1月31日水曜日午後4時から、会場は区役所三軒茶屋分庁舎4階会議室にて開催されることが決定しております。

2月の開催日時につきましては、2月28日水曜日午後3時から、会場は区役所三軒茶屋分庁舎4階会議室の予定となっております。ご確認をお願いできればと思います。

なお、1月31日午後4時からということで予定されておりますけれども、その後、例年新年会を開催させていただいているところで、総会が終わった後、ご案内させていただきまします。事務局からは以上でございます。

高橋会長 何か質問はございますか。

(「なし」の声あり)

高橋会長 それでは、2月の開催日時は原案どおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

高橋会長 では、原案どおり決定いたします。

次に、(2)の東京都農業会議を通じて提出する国・都の施策等に対する要望(案)について協議します。

それでは、事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.7をご覧くださいと思います。東京都農業会議を通じて提出する国・都の施策等に対する要望(案)の協議でございます。

まず、添付資料の1ページから3ページまでの要点をまとめて説明させていただきますと、今回の総会のご案内のときにもお配りして、ご覧いただきたいということでご案内し

ているところでございますが、農業委員会等に関する法律第53条により、農業委員会系統組織につきましては、世田谷区農業委員会の上部団体であります東京都農業会議を通じて関係行政機関等、つまり国や都に農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならないものと定められています。

東京農業が抱えるさまざまな課題解決に向けて、世田谷区農業委員会におきましても毎年、委員の皆様以案をご提示して意見を頂戴し、東京都農業会議に上げたうえで、来年1月15日に開催予定の地区別農業委員会検討会にて集約されることになっております。なお、本検討会につきましては、高橋会長及び事務局が出席して審議させていただくことになっております。

なお、その場で集約されたものにつきましては、来年2月22日に瑞穂町にて開催される東京都農業委員・農業者大会において、国に対する要望を、また、来年3月16日に開催される、高橋会長も出席予定の東京都農業会議通常総会において、都に対する要望を決定し、要請活動に取り組んでいくこととしております。

本件につきましては、先程申し上げましたとおり、既に今日の総会の開催案内をお送りした際に同封させていただきましたが、内容についていま一度ご確認いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、補足説明させていただく中で、要望案について、1ページ、国に対する要望につきましては、おとし、平成27年に都市農業振興基本法が制定されました。また、その翌年、その基本法に基づく都市農業振興基本計画が策定されました。これに基づきまして、皆様既にご存じのとおり、今年6月に生産緑地法が改正されましたけれども、それに伴う事項について、また、来年の通常国会で審議されることになるであろう生産緑地貸借制度に係る事項を中心に要望を上げさせていただいたところでございます。

また、都に対する要望につきましては、にも挙げておりますけれども、東京都のパワーアップ事業の後継事業として都市農業活性化支援事業が始められましたが、事業形態について、従前と変わらず区を挟むことや3人以上で経営することを条件としていることから、手続の簡素化について改善要望を中心に東京都に対して上げさせていただいたところでございます。内容についてはご確認いただければと思います。

事務局からは以上でございます。

高橋会長 この件について質問はございますか。

菅沼委員 東京都と国に要望を出されて、その結果というのは、またその後に総会か何

か出てくるんですか。上げっ放しですか。

事務局 こちらの要望について、まず、世田谷区から東京都農業会議に上げさせていただきます。東京都農業会議の方で都内の全農業委員会からの要望を取りまとめた上で、最終的に国及び都の部分につきましては個別に上げさせていただく中で、内容につきましては、添付資料の3ページ目にありますけれども、今後のスケジュールというところで、国への要望につきましては、まず、来年2月22日に開催されます農業委員・農業者大会において国への要望ということで取りまとめたものを発表し、確定させるということが1点。また、都への要望につきましては、来年の30年3月16日に開催される東京都農業会議の通常総会にて内容が決定するという予定を組まさせていただきます。

菅沼委員 その決まった報告はペーパーか何かでいただけるということによろしいですか。

事務局 ペーパーで最終的に出させていただきます。取りまとめたものを最終的に、今申し上げた農業委員・農業者大会、また農業会議通常総会で決定した内容につきましては皆様に情報提供させていただくという予定を組ませていただいています。

菅沼委員 ありがとうございます。

高橋会長 よろしいですか。それでは、この件は終了いたします。

次に、(3)の平成30年度世田谷区農業委員会活動計画(案)についてを協議します。

事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.8をご覧くださいと思います。平成30年度世田谷区農業委員会活動計画(案)のご協議でございます。

平成21年度に農地法の改正があった中で、農林水産省からの指導により、毎年、各農業委員会において活動計画を作成し、報告するということになっております。まず、今回、農業委員の皆様にご意見を頂戴し、集約したものを来年2月発行予定の営農だよりにて一般の農家さんに周知し、ご意見を頂戴した上で、最終的に来年4月の農業委員会にてお諮りした後に、5月の営農だよりにてご報告する予定でございます。

つきましては、次回1月の総会までに内容をご確認いただいた上で、ご意見等がございましたら、そのときに伺いたいと思っておりますので、何卒よろしく願いいたします。

今日の部分については、まずこちらの提示ということで、来月の総会にてまたこの内容についてご意見を頂戴したいと思っておりますので、今日の時点では結論を出すということではないので、ご承知おきいただければというところでございます。

なお、今回お示ししているものにつきましては、基本的に今年度、29年度の活動計画と内容については変更ございません。

事務局からは以上でございます。

高橋会長 質問はありますか。

来年1月になってまたということになっているんですけれども。

事務局 1月に最終的にまたご意見を頂戴いたしますので、まずお目通しいただければというところでございます。

高橋会長 何か分からないことがあればと思ったので。

では、この件は終了いたします。

次に、(4)の生産緑地に指定されている農地の肥培管理について協議します。

それでは、事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.9をご覧くださいと思います。生産緑地に指定されている農地の肥培管理についてということで、本日ご協議させていただければと思います。

まず、生産緑地に指定されている農地の肥培管理については、簡単に申し上げますと、肥培管理がよくないところを今後どうしていくかということをお諮りするというのが今日の議題でございます。なお、この内容につきましては、今まで同様なことでお諮りしたことがない、今回が初めての案件でございますので、ご意見等を何卒よろしく願います。

まず、生産緑地の肥培管理という部分は、皆さんもご存じかと思いますが、生産緑地に指定されていることによって、簡単に言うとどういうメリットがあるかという部分についてお話をさせていただきますと、生産緑地といえば、適正な農地ということで管理していただくということが大前提です。基本的にそうしていただくことによって、固定資産税、都市計画税は年間1000㎡当たり3840円という安い金額ということがまず1つ。合わせて、相続が発生したときにつきましては相続税納税猶予という制度を受けることができます。生産緑地におきましては市街化区域内というところになります。具体的に、農地の適正な管理をしていただかなければいけないということが生産緑地の法律上にも定められているということが大前提でございます。

今回の案件については、肥培管理に対する指導を今後どのようにしていくかという点を農業委員会総会の場でご協議いただきたくご説明する次第です。

(事務局より、概要などについて報告)

以上でございます。

高橋会長 質問はございますか。

(質疑あり、口頭指導を続けていくとともに、文書による指導を行うことと決定した。)

高橋会長 では、次第6に移ります。

事務局からの報告をお願いいたします。

事務局 それでは、お手元のNo.10をご覧くださいと思います。毎年報告させていただいております都内産農畜産物の放射性物質検査結果のご報告でございます。

今回につきましては、先月11月30日に農畜産物の検査をさせていただく中で、全て問題なしということで報告させていただきます。これに基づきまして、ホームページに上げさせていただいているということをご報告させていただきます。

事務局からは以上でございます。

高橋会長 質問がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 なければ、この件は終了いたします。

以上で本日の予定案件は全て終了いたしました。

全般的な事項で質問がありましたらお願いいたします。

事務局 先程お話しさせていただきましたとおり、この後、このままお座りいただいて、例の1月の新年会のご案内をさせていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

高橋会長 では、閉会としますので、宍戸会長職務代理から閉会の挨拶をお願いいたします。

(宍戸会長職務代理者あいさつ)

午後2時50分閉会